

令和6年1月2日

港湾局海岸・防災課

石川県の港湾における国による港湾施設の一部管理について

～令和6年能登半島地震における対応～

令和6年能登半島地震により被害を受けた石川県内の港湾における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第55条の3の3の規定に基づき、本日、港湾管理者(石川県)からの要請を受け、国が石川県の港湾施設の一部を管理します。

1. 国が管理する期間 令和6年1月2日～令和6年2月1日
2. 港湾の名称 七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港
3. 港湾管理者の名称 石川県
4. 管理の内容 上記港湾における係留施設及び水域施設の利用に関する調整及び応急措置等



輪島港-7.5m岸壁被災状況



飯田港-5.5m岸壁被災状況

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 新村(46712)

電話: 03-5253-8111(代表) 03-5253-8688(直通)